

筑西広域市町村圏事務組合職員の給料の切替え等に関する規則

平成 18 年 3 月 30 日

規則第 7 号

改正 平成21年11月30日規則第13号 平成22年11月30日規則第 6 号
平成23年11月30日規則第 8 号

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

第 1 条 平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例 (昭和 48 年組合条例第 3 号) 別表第 1 及び別表第 2 の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額 (以下「旧給料月額」という。) が切替日の前日においてその者が属していた職務の級 (以下「旧級」という。) に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間 (管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。) に応じて別表に定める号給
- (2) 旧級が行政職給料表の 1 級である職員のうち旧給料月額が旧級に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられていないもの 管理者の定める号給
- (3) 前各号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給 (改正条例附則第 7 項の組合規則で定める職員)

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (平成 18 年組合条例第 5 号。以下「改正条例」という。) 附則第 7 項の組合規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に、給料表の適用を異にしない筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則 (昭和 56 年組合規則第 11 号) 別表第 2 に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動 (次条において「初任給基準異動」という。) をした職員
- (2) 切替日以降に、切替日の前日においてその者が属していた職務の級 (改正条例附則第 2 項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級。次条において「基準級」という。) より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる休職等の期間 (以下「休職等期間」という。) がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年組合条例第 8 号) 第 8 条の規定による号給の調整 (次条において「復職時調整」という。) をされたもの
 - ア 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。) 第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間
 - イ 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号) 第 2 条の規定により育児休業をしていた期間
 - エ 筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 8 年組合条例第 2 号。以下「組合勤務時間条例」という。) 第 10 条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 17 年筑西市条例第 29 号。以下「筑西市勤務時間条例」という。) 第 11 条に規定する療養休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

(4) 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員（管理者の定めるこれに準ずる職員を含む。）

(5) 切替日以降に改正条例附則第7項の規定による給料を支給される職員でなくなった職員（改正条例附則第8項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（管理者の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第5号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第5号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第4号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に当該異動があったものとした場合に筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和56年組合規則第11号。以下「組合初任給等規則」という。）第6条の規定により、その例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年筑西市規則第16号）による改正前の筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の筑西市初任給等規則」という。）第14条及び第15条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年組合条例第9号）の施行の日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（減額改定対象職員）にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

(2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第4号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級））に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の筑西市初任給等規則第12条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得たとし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り切り捨てた額とする。）

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第4号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の筑西市初任給等規則第26条又は改正条例附則第13項による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業

等に関する条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、基準日において減額改定対象職員以外の職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り切り捨てた額とする。）

(4) 管理者の承認を得てその号給を決定された場合又は管理者の定めるこれに準ずる場合 管理者の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が管理者の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、改正条例附則第8項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第9項の規定による給料の支給）

第4条 切替日以降に、給料表の適用を受けない国家公務員、他の地方公共団体の職員その他管理者の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。以下「人事交流等職員」という。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（管理者の定める職員にあつては管理者の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.1を乗じて得た額とし、これらの者以外の者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第2条第5号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（給与条例附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第8項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

第5条 改正条例附則第8項及び第9項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 改正条例附則第7項、第8項及び第9項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
	旧給料月額		6月未満	9月未満	12月未満	
	円					
	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
4級	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上	6月以上	9月以上	12月以上
	旧給料月額		6月未満	9月未満	12月未満	
	円					
	384,900	129	130	131	132	133
2級	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3級	417,200	137	138	139	140	141
	428,200	109	110	111	112	113
4級	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6級	457,300	89	90	91	92	93
7級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77

附 則（平成 21 年規則第 13 号）

この規則は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年規則第 6 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

3 第 2 条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の切替え等に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当した職員に対する筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 5 号）附則第 8 項及び第 9 項の規定による給料の支給については、第 2 条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の切替え等に関する規則第 3 条及び第 4 号の規定にかかわらず、管理者の定めるところによる。

附 則（平成23年規則第 8 号）

この規則は、平成23年12月 1 日から施行する。